峡南医療センター企業団

地球温暖化対策実行計画書

（事務事業編）

令和７年４月

峡南医療センター企業団

目　　次

第１章　背景

(1)気候変動の影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

(2)地球温暖化対策を巡る国際的な動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

(3)地球温暖化対策を巡る国内の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～3

第２章　基本事項

(1)目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

(2)対象とする範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

(3)対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

(4)計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第３章　温室効果ガス排出状況及び削減目標

(1)基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

(2)施設毎の排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

(3)要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

(4)温室効果ガスの排出削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7～8

第４章　目標達成に向けた取組

(1)取り組みの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

(2)目標達成に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第５章　推進・点検体制及び進捗状況の公表

(1)推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

(2)推進手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

(3)点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

(4)進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第１章　背景

（1）気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年８月には、IPCC 第６次評価報告書第１作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

（2）地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書Ⅰ国（いわゆる先進国）と非附属書Ⅰ国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、５年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、２℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

（3）地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年４月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向

けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和３年６月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和３（2021）年６月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、５年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1　地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量（単位：億t-CO2）		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO_2		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲７%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO_2、メタン、N_2O		1.34	1.15	▲14%	▲８%
HFC等４ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	（▲0.37億t-CO_2）
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で１億t-CO_2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

2021 年 10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年９月時点ではわずか４地方公共団体でしたが、2022 年 2 月末時点においては 598 地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、１億 1,500 万人を超える計算になります。

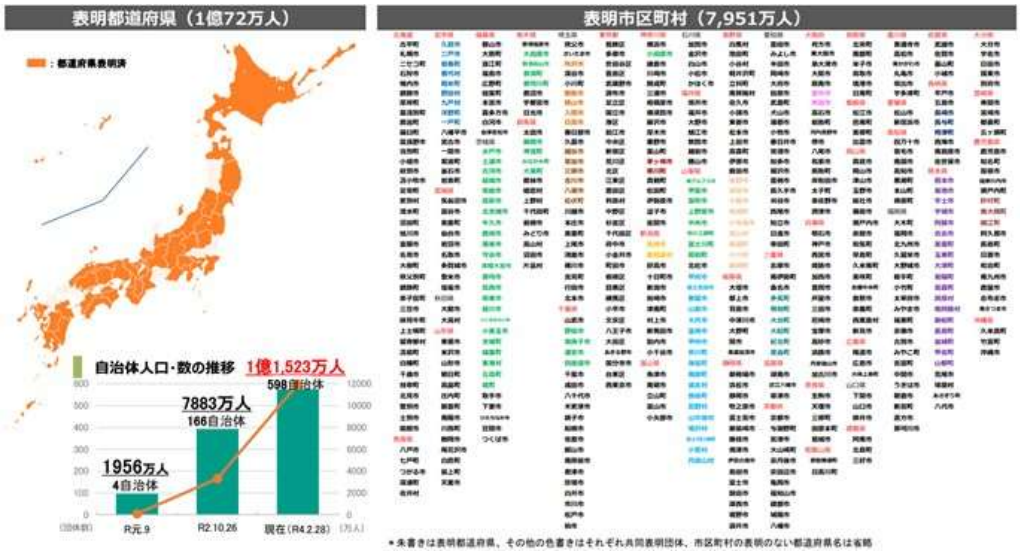

図 1　2050 年　二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2022）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>

第 2 章　基本的事項

（1）目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 21 条に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられた地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）であり、峡南医療センター企業団における事務及び事業等から排出される温室効果ガスの排出実態と特性を把握し、具体的な削減目標や温室効果ガスの排出抑制への取組を定め、環境負荷の軽減と温室効果ガスの排出量削減へと導くことを目的とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）
第 21 条　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

地方自治法（抜粋）

(普通地方公共団体に関する規程の準用)
第 292 条　地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあっては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあっては市に関する規定、その他のものにあっては町村に関する規程を準用する。

（2）対象とする範囲

対象の範囲は、峡南医療センター企業団が行う全ての事務及び事業とします。

表 2　対象施設

施　設　名
峡南医療センター企業団市川三郷病院
峡南医療センター企業団富士川病院
峡南医療センター企業団介護老人保健施設ケアセンターいちかわ
峡南医療センター企業団介護老人保健施設サンビューふじかわ

(3) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室ガスは、温対法第 2 条第 3 項において規定されている下記の 7 物質とします。ただし、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素については、排出量全体に占める割合が極めて小さいと想定されることから、本計画において把握する温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

表 3　温対法第 2 条第 3 項において規定されている温室効果ガス

ガス種類	排出要因となる活動	備考
二酸化炭素（CO_2）	燃料の使用（灯油、重油、ガス等）	対象
メタン（CH_4）	自動車の走行や燃料の燃焼	対象外
一酸化二窒素（N_2O）	自動車の走行や燃料の燃焼	
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	カーエアコン等の使用	
パーフルオロカーボン類（PFC s ）	半導体の製造、溶接等	
六フッ化硫黄（SF_6）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体等の製造・使用・廃棄等	
三フッ化窒素（NF_3）	半導体製造でのドライエッチングや CVD の装備のクリーニング	

(4) 計画期間

本計画の基準年度は 2015（平成 27）年度とし、2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度末までを計画期間とします。

項　目	年　度						
	2015	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準年度	計画開始					目標年度
計画期間		→	→	→	→	→	→

図 2　計画期間のイメージ

第３章　温室効果ガス排出状況及び削減目標

（1）基準年度の二酸化炭素排出量

峡南医療センター企業団における基準年度の二酸化炭素総排出量は、3,960t-CO_2でした。

（2）施設毎の排出量

基準年度である 2015（平成 27）年度の施設別排出量を見ると最も排出量の多い施設は、富士川病院の 2,174t-CO_2でした。

表４　施設毎の排出状況

	電気	灯油	A 重油	軽油	LPG	計
市川三郷病院	502	27	83	12	29	653
富士川病院	1,152	958	0	36	28	2,174
ケアセンターいちかわ	165	0	187	4	26	382
サンビューふじかわ	399	333	0	12	7	751
合　計	2,218	1,318	270	64	90	3,960

（単位：t-CO_2）

図２　施設毎の排出状況

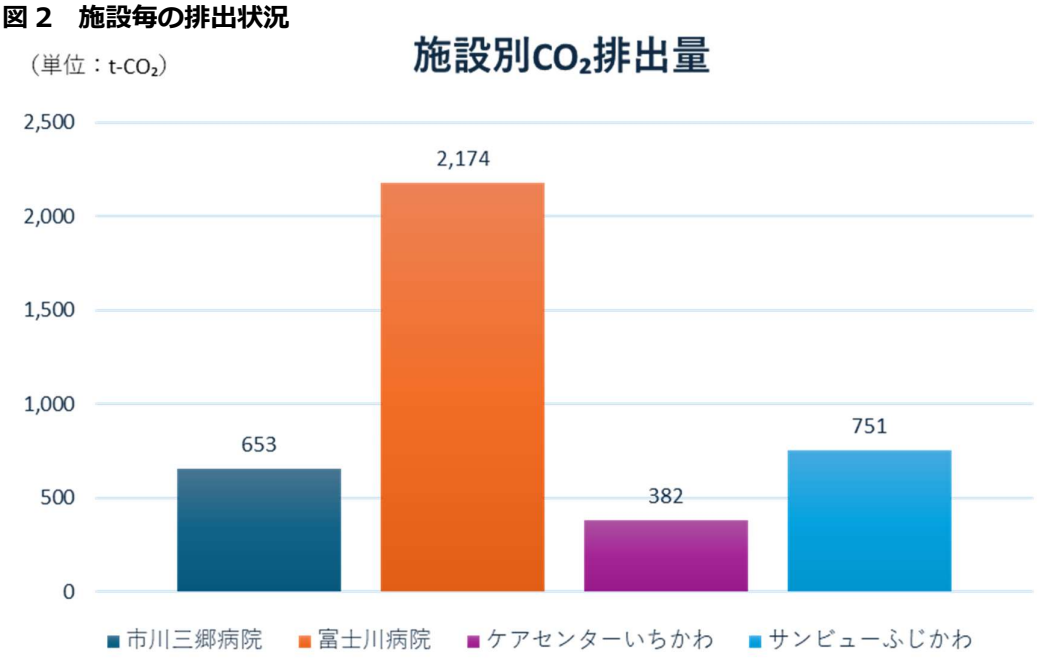

（3）要因別の排出状況

基準年度である 2015（平成 27）年度の温室効果ガスの排出量を要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の約 56%を占め、次いで灯油の使用が約 33%、A 重油の使用が約 7%を占めていました。

表 5　要因別の排出状況

区　分	排出量（t-CO_2）	割合（%）
電　　気	2,218	56
灯　　油	1,318	33
A　重　油	270	7
軽　　油	64	2
L　P　G	90	2
計	3,960	100

図 3　要因別の排出状況

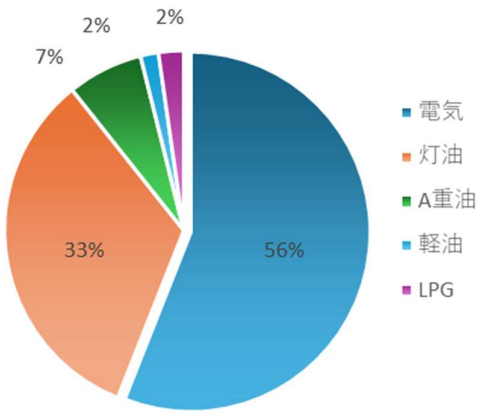

（4）温室効果ガスの排出削減目標

➢　目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、峡南医療センター企業団の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

➢　温室効果ガスの削減目標

2015（平成 27）年度を基準年度として、計画期間の最終年度である 2030（令和 12）年度の二酸化炭素排出量を **46%削減**することを目指します。

表６　温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 2015（平成 27）	目標年度 2030（令和 12）
温室効果ガスの排出量	３，９６０	２，１３８
削減率	―	４６％

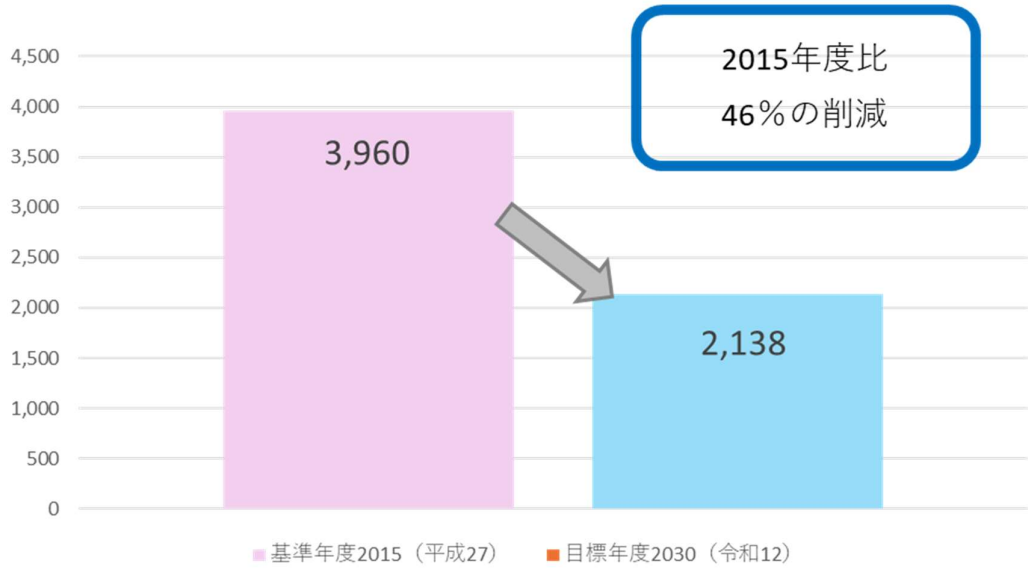

第４章　目標達成に向けた取組

（1）　取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

（2）　目標達成に向けた取組

- 照明
  - ・事務室の昼休み時消灯
  - ・不要な照明の間引き消灯
  - ・蛍光灯から LED 電球への切り替え
  - ・ノー残業デーの徹底

- 空調設備
  - ・冷暖房の適切な温度設定や、消し忘れタイマーの設定
  - ・省エネタイプのエアコンへの更新
  - ・空調機の清掃、フィルター交換による省電力化
  - ・扇風機等の併用
  - ・遮光カーテンへの更新による、直射日光の遮断
  - ・クールビズ及びウォームビズの推奨
  - ・緑のカーテン設置によるエアコン使用の削減

- 器械備品等
  - ・OA 事務機器の長期間未使用時の電源 OFF
  - ・設備・機器更新時に、なるべく省電力のものを設定
  - ・エレベーター使用の自粛
  - ・消費電力の監視

- その他
  - ・夜間巡視時の照明・空調等の消し忘れチェック
  - ・掲示板や回覧の活用による、省エネに対する職員への意識啓発
  - ・エネルギー使用状況の「見える化」による職員の意識向上
  - ・ペーパーレス化の推奨
  - ・太陽光発電などの再生エネルギー導入の検討
  - ・グリーン購入促進による環境負荷の少ない製品の積極的な利用
  - ・リユース・リサイクル製品の利用推奨
  - ・トイレへのハンドドライヤー設置によるペーパータオルの使用量削減

第５章　推進・点検体制及び進捗状況の公表

（１）推進体制

本計画を推進するために、各施設単位で取組を推進する必要があることから、「推進本部」、「推進担当者」を設けて取り組んでいくこととします。

- 推進本部
  峡南医療センター企業団経営管理局に推進本部を置き、本部長を経営管理局長とし、計画の策定、見直し及び計画の推進・点検を行う。

- 推進担当者
  施設ごとに 1 名以上の推進担当者を置く。推進担当者は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、推進本部と連携し、計画の総合的な推進を図る。

（２）推進手法

- 全職員が自ら業務を遂行する中で、「第４章　目標達成に向けた取組」に規定する項目に従って、環境負荷の低減を図るべく実践する。

- 施設ごとに、各年度に消費した電気、ガス、燃料等の使用状況において、毎年 7 月末までに推進本部へ報告する。

（３）点検及び評価

施設からの取組に関する報告に基づき、推進本部において取組状況や数値目標状況について毎年把握し、総合的に点検・評価する。

（４）進捗状況の公表

温対法に基づき、本計画の進捗状況についてとりまとめをおこない、当企業団ホームページにより公表する。